体制と具体的推進手法のポイントーアナログ規制の点検・見直しの推進

(兼)東京大学先端科学技術研究センター客員上級研究員株式会社日本政策総研理事長(兼)取締役

若生 幸也

はじめに

基準の明確さ」が限定的であるため、マニュアルが高品検・見直しは「①見直し対象の明確さ」及び「②見直した。地方公共団体におけるアナログ規制の点しと押印見直しとの異同を双方のマニュアルを見比べな前号では、地方公共団体のアナログ規制の点検・見直

地方財務 2023 年 5 月号



推進体制の在り方 アナログ規制の点検・

1 組織の意思統一・推進体制構築のポイント

思統 の構築で構成される。 織の意思統一、②推進部門の指定、 マニュアル内で推進体制の在り方は「(1) 組織の意 推進体制の構築」として整理されており、 ③全庁的な協力体制 ① 組

取組であることは論をまたない。自治体DXの根幹とし 体」になるためにアナログ規制見直しが避けて通れない 様々な民間サービスのオンライン化が進む中で、 問題になることは少ない。 てアナログ規制見直しを認識すべきであり、 わる。官民問わず資源が限られるとき、「選ばれる自治 事業者にとって行政手続負担が軽減されない課題が横た も既にアナログで業務が実施されているため、ただちに 重要となる。アナログ規制見直しはたとえ実施しなくて :制構築に心を砕くことが求められる。 ①組織の意思統一では、 特に首長のリーダーシップが しかしこれを放置すれば、 首長は推進 住民や

方 ②推進部門の指定では、 自治体DXの文脈で語

> る。 行政改革・規制改革として推進する場合には行政改革部 いが、 部門、 革であり規制改革として位置づけられる。マニュアルに 野の文脈で捉えられることもあるが、本質的には行政改 られる点に困難性がある。特に国ではデジタル庁がアナ れば情報政策部門のみで推進することは困難であろう。 報政策部門が担当である」との認識を示されることも多 ると「アナログ規制見直しは自治体DXの文脈だから情 も記載があるとおり、 グ規制見直しを推進していることもあり、 の推進部門指定や組織間連携が不可欠である。 既存の総務部門や行政改革部門にマニュアルをみせ 具体的な例規見直しを取りまとめることも踏まえ その他新たな推進部署を設立することも想定され 推進部門には総務部門や行政改革

で、 体的にデジタル対応を見直し内容として追記できないの を持った例規担当」 反映には「政策法務観点を持った例規担当」との組織間 連携が不可欠である。なお、ここでいう「政策法務観点 、規制を洗い出すためのキーワード導出や具体的な例規 方、 情報政策部門の知見も必要になる。 デジタル技術の活用程度を想定できなければ のイメージは、 所管部門で例規改正 加えて、 アナロ

政策課題への一考察 第85回

体化

たも

Ō

であ

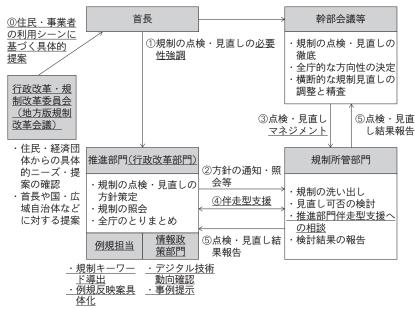
この 場 力 が 載 報 に 策 さ るとみてよ 百 時 力 は ル ※部門) ③全庁: になろう。 まで 合には きである。 まで 的 N 0 流 義 な 極 要と ため、 制 及び 求 推 X あ 通 で を設 所管 て限 進 遡 る あ 8 進 示 進 5 役 唆 推 的 0 8 り つ な となる。 ② 見 部門 定的 進 計 な 捗 伴 推 1) つ n 7 り きる 走型 進 副 改 体 す 協 0) る つ 制 Ź 遅 部 繰 業 で 例 力 直 0) 11 正 人材 支 門 内 あ 構 必 体 れ n 見 わ 0) 規 築 援 る 要 た 基 返 部 兼 ゆ 企 必 制 担 直 部部 業で を指 弘 0 が 行 進 業 が 要 る が L 0 重 材 構 性 が あ 政 0 に 可 も計 ŧ 一要である。 材も含め 戦 規 る。 改 明 相 築 B な 否 す。 0 柏 革 略 新 制 で 確 る 0 有 談 部門 現 改革 ジ 図 は 談 3 が 検 画 法 た 無 さ たな 時 0 0) 討 的 務 ćχ n 表 た外 事業 -を進 点でこ た場 文言を見 あ が (1) は 関 各 か 1 る部 全庁 例 限 見 0 連 は 主 様 規 定 直 長 部 8 例 合 体 マ 17 門に る場 間 担 的 期 政 + 0) 規 な 斉に 当 直 対 材 ょ ユ 限 的 策 ŧ 0 絞 界 に育 合に う ア 関 か 象 活 法 ビ 手 Ħ ること 進 ル 係 情 6 0 が 用 務 ス な 続 的 開 明 生じ は 8 報 成 を 見 ょ

図表 1 推進体制構築のイメージ

る 政

情

n



確

強

強 発

直

す

出典:マニュアル内の推進体制構築のイメージに筆者下線部追記・図表改変

237 地方財務 2023 年 5 月号

解説する。

解説する。

解説する。

の情報交換を実施しないと、具体的な事業者の利用を行う仕組みを構築することが求められる。特に経済団を行う仕組みを構築することが求められる。特に経済団体との情報交換を実施しないと、具体的ニーズ・提案を受け付け、有識者も交えて議論し首長に具体的提案案)を設置し、住民や経済団体からの具体的ニーズ・提案を受け付け、有識者も交えて議論し首長に具体的提案を受け付け、有識者も交えて議論として行政改革・規制改革委員会(既存の行政た会議体として行政改革・規制改革委員会(既存の行政に会議体として行政改革・規制改革委員会(既存の行政に会議体として行政改革・規制改革委員会(既存の行政に対しているに対している。

(2)経済団体との情報交換のポイント

けられるのがこの7項目であり、 例規検索システムに引っかかりやすいキーワードがみつ をもって「面の改革」というが、実質的には面ではなく ⑥書面掲 含めれば更にその取りこぼしは増える)。 けでなく非効率や実質的に法益を失っている規制などを 一部取りこぼしも想定しうる(必ずしもアナログ規制だ アナログ規制見直しでは、 示、 ③定期検査・点検、 ⑦往訪閲覧・縦覧が挙げられている。 ④常駐・専任、 代表例として①目視、 具体的な規制運用に照 端的にいえば ⑤対面講習 これ ② 実

制見直しにも資する取組となろう。
制見直しにも資する取組となろう。
いけることが求められる(図表2参照)。国や広域自治体への提案から全国的・広域的な規制見直しにつなげることが求められる(図表2参照)。国や広域自治体への提案から全国的・広域的な規制見直しにつなげるフィードバックループを構築することが我が国全体の規算に結びついるとが求めらせば、抜け漏れが生じていると考えるほうが自然でありせば、抜け漏れが生じていると考えるほうが自然でありせば、抜け漏れが生じていると考えるほうが自然であります。

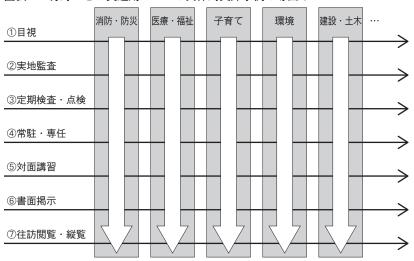
置してもらうことも一案であろう。

政手続を洗い出すための会議体・分野別分科会などを設体に存在する具体的なアナログ規制の支障や非効率な行地の経済団体である商工会議所や商工会に依頼し、各団地の経済団体である商工会議所や商工会に依頼し、各団・の経済団体である。例えば各本の体制を構築してもらうことが重要である。例えば各本の体制を構築してもらうことが重要である。例えば各本の体制を構築してもらうことも一案であろう。

キーワード検索では引っかからないことに留意する必要して実質的に強制している場合がある。このような場合、来庁及び面会による所有者の確認プロセスを運用慣行と転時に例規では届出を規定しているだけにもかかわらず、転時に規定されていない運用レベルで実施している手続また規定されていない運用レベルで実施している手続

政策課題への一考察 第85回

分野ごとの実運用シーンの具体的支障事例の導出イメージ



分野ごとに規制客体(住民・事業者:経済団体)から実運用シーンを確認し、 アナログ・その他非効率な具体的支障事例を導出。 首長・国・広域自治体等への提案へ。

価

が ある。 アナログ規制の点検・見直しの

2

具体的推進手法の在り方

目を向ける必要がある。 1 規制対応負担」 提として規制改革のためには本来「遵守コス 遵守コストの認識と削 を意味し、 遵守コストとは 規制対応に係る①直接金銭 住民

事業者

<u>}</u>

を目 必要となるため、 支払と②設備投資・運用費用と③人件費負担 た先のデジタル Š 出したものと理解すればよい) Ė の観点が極めて重要である。 コスト 諸 \times 外国 対応時間)を全て足すことで算出される。 ち規制対応 標として「行政手続コスト」 指した取組に展開している。 削減の の世界標準ともいうべき規制改革では、 対応には国民・ 取組から始まり、 (行政手続) 設備投資・ にかかる③ 運用費用も含め 事業者のデジタル が 2 0 その後遵守コ アナログ規制を見直 (上述した遵 我 が国 17年度から 人件費負担 では規制 た遵守コ 守 ス (人件費 投資 コ } 行 削 を ス 政 取 ス が 減 丰

地方財務 2023 年 5 月号 239

革

卜

0)

19年度中に2017年度比20%の削減目標として2019年度中に2017年度比20%の削減を各府省に求めた。各種政府資料をみると依然として行政手続コスト削た。各種政府資料をみると依然として行政手続コスト削たる地方公共団体でこそ、遵守コスト削減の観点を持ちなる地方公共団体でこそ、遵守コスト削減の観点を持ちなる地方公共団体でこそ、遵守コスト削減の観点を持ちなる地方公共団体でこそ、遵守コスト削減を各府省に求め事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に過度なコストのかかるものであれば、いったん事業者に対している。

(2) 大分県における全庁アナログ規制見直し

現時点で全庁アナログ規制見直しを推進しようとする 現時点で全庁アナログ規制見直しである。大分県では先陣を切って るアナログ規制見直しに取り組み、2022年12月7日から2023年1月10日まで県各部局でアナログ規制の洗い出しを行い、2023年1月12日から2月8日には見い出しを行い、2023年1月12日から2月8日には見し方針を検討し、2月21日にはDX本部会議、2月24日には「令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員日には「令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員日には「令和4年度第3回大分県では先陣を切ってる」が開催され今後の方向性までがわずか3か月で整理会」が開催され今後の方向性までがわずか3か月で整理会」が開催され今後の方向性までがわずか3か月で整理会」が開催され今後の方向性までがわずか3か月で整理されている。

> あり、 続検討101件のうちその他の理由48件は技術動向の情 踏襲した方向性を指向するのであれば、大分県のアナロ これは国の法令改正等に従い対応する。一方、県条例等 はデジタル庁の示すテクノロジーマップも踏まえて個別 報収集等となっており、 表3のとおりである。国におけるアナログ規制見直しを 用による兼任の許容、 で済ませることや講習会開催のデジタル化、 による規制は387件あり、 ン化などを見直し例として示している。 しを検討する。 、規制見直しは先進的取組として極めて参考になる。 大分県におけるアナログ規制の点検対象は962件で そのうち国の法令等による規制は575件あり 実際に実地調査を遠隔カメラの画像確認 対面インタビュー調査のオンライ 出口としてのデジタル技術動 デジタル活用等による見直 見直し総括は図 遠隔技術

(3) デジタル庁によるモデル自治体課題調査

対応するため時間がかかるといえる。

ある地方公共団体とともに検討し、デジタル庁で優先取見直しに係る具体的な制度的課題・技術的課題等を意欲デジタル庁デジタル臨時行政調査会ではアナログ規制

政策課題への-第85回

大分県アナログ規制の見直し総括(県規制387件)

1. 見直し (デジタル化)	(1) 目視、定期検査、対面講習、 常駐・専任、実地監査	22件	各規制所管所属にて個別 に対応(改正、運用)	
	(2) 往訪閲覧、書面掲示、フロッ ピー等の記録媒体指定	161件	可能な限り、一括改正等、 全庁統一的に対応	
2. 継続検討		101件	国の動き等を踏まえ継続 検討	
3. 現行の規定でデジタル対応可		32件	DX推進課と所管所属と	
4.「見直し不要(アナログ対応で現状維持)」		71件	で再検討	

が選定)。先にみた大分県の福岡市のオブザーバー2団体

体と先行団体である大分県、

香川県、

切となり、

進めようとしている

(公募自

体は2023年3月17日で締

組事項を取りまとめる調査を

ぬき市、

古賀市のモデル13団

田

高松市、 国分寺市、 宮崎県、 北海道、

坂出市、 平塚市、 模原市、 埼玉県、

3

楨

出典:大分県「令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員会」資料

実施されているのに対し、 取組が全庁横断的取組として

実

きる。 際の人的資源の余力も考えれ 成を目指 ジタル改革の 地方公共団体で求めるのも現 全庁横断的取組を全ての なく、 す取組として理解で モデルケース形 分野ごとのデ

> る。 で整理してきたが、 れるので、これらを踏まえて具体的な各団体でのアナ 2023年9月に中間報告、 る。 のように示すことができる。 グ規制見直しは2024年初から実施できるだろう。 ケースが生まれマニュアルも精緻化されていると想定さ めが行われ、 能な技術検討や効果についても整理することになろう。 支障事例の導出イメージ」をモデル的に構築する形とな 療 先の図表2で示した「分野ごとの実運用シーンの具体的 この 以上、 1 2024年初にはより具体的な分野を絞ったモデル 具体的な各団体の例規を用いてアナログ規制を抽 福祉 見直し案を検討することになろう。合わせて導入可 ンフラ」を検討対象の業務分野として想定している 取組は各団 推進体制と具体的推進手法について筆者の観 健康」「子育て」「環境」「農林水産業」 マニュアル改訂につなげられると想定され 体の意向 改めてポイントをまとめると図表]も踏まえ、「消防・防災」 11月に検討結果の取りまと

地方財務 2023 年 5 月号 241

おわりに

地方公共団体におけるアナログ規制見 図表 4 直しのポイント

区分	ポイント
推進体制	● 首長のリーダーシップ(住民・事業者 負担の軽減、選ばれる自治体へ) ● 行政改革部門・情報政策部門・例規担 当の役割整理 ● 規制所管部門に対する推進部門の伴走 型支援体制の構築 ● 行政改革・規制改革委員会(地方版規 制改革会議)の位置づけと住民・経済 団体からの分野別の具体的ニーズや提 案の確認、首長や国・広域自治体など に対する提案
具体的 推進手法	●行政手続コストだけでなく、遵守コストの認識と削減 ●全庁横断的取組の参考事例は大分県におけるアナログ規制見直しで、今から全庁横断で実施するなら極めて有用 ●分野別のモデルケースはデジタル庁の「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る書題調査事業」で実施。マニュアル改訂も想定され2024年初は成果を生かした分野別アナログ規制見直しが可能に

この場を通じて積極的に意見交換したい。その他、

例規

門関係者のみならず、

行政改革・規制改革部門関係者も

ジタル改革共創プラットフォーム」であり、

情報政策部

「デ

的な取組事例や横連携を大切にしたい。そのための

また、

たい。その中身を各団体のみにとどめず国や広域自治体 おけるアナログ規制の点検・見直しが進むことを期待

の見直しに結びつけるフィードバックループを国や広域

で広範に進められた押印見直しと同様、

地方公共団体に

えられるため議論してもよいだろう。国・地方公共団体

システム事業者も様々な団体から相談を受けていると考

出典:筆者作成

グ

ことがあれば気軽に連絡してほしい。

自治体としても構築することが肝要だ。

筆者で手伝える

注

まだ始まった

ばかりの取組であり、

何から手を付けてよいかわからな

先進的に進めたい場 分野別にでも確実

規制見直しについてポイントを整理した。

前号と今号にわたって地方公共団体におけるアナロ

(1) 地方版規制改革会議については、 月号)』(2018年12月、 改革の要点―地方版規制改革会議を事例に」『地方財務 ぎょうせい)が詳しいため参照されたい。 若生幸也一地方自治体における規制

2 https://researchmap.jp/twakao/misc/19531132 詳細は以下論考で詳述しているので参照されたい。 若生幸也「世界標準の規制改革に向けた日本の課題」2022年8月、

に進めたいという場合にはデジタル庁のモデルケースが

合には大分県の取組が参考になるし、 い団体も多くあると想定している。

生まれる2024年初から取組を進められる環境が整う。

自分たちの団体のみで考えるのではなく、

政策課題への一考察 第85回

日本政策総研。

https://j-pri.co.jp/report/848.html

月、日本政策総研。 若生幸也「規制改革目標としての遵守コストの妥当性」2023年3(3)詳細は以下論考で詳述しているので参照されたい。

https://www.j-pri.co.jp/report/1118.html

(4) 大分県におけるアナログ規制見直しは「令和4年度第3回大分県行財政改革推進委員会」(2023年2月24日)に記載がある。詳細は以下を参照されたい。https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2215962_3946026_misc.pdf

(5) デジタル庁「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題https://www.pref.otta.jp/uploaded/life/Z2L5962_394002e_misc.pdf

調査事業公募要領」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d4c8cc39-c6cf-44a2-9218-50158b1129f5/c515ea98/20230224_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline01.ndf

(6) デジタル臨時行政調査会事務局「地方公共団体におけるアナログ規制(6) デジタル臨時行政調査会事務局「地方公共団体におけるアナログ規制

sources / 7e954 fba-2ee1-432b-aac8-e5312fb72bb4 / c6b52bda / 20230328_meeting_administrative_research_working_group_05.pdf

日本政策総研。日本政策総研。

日本政策総研。 日本政策総研。 日本政策総研。

地方自治体・民間企業のメンバーを架橋し、政策的課総研、神戸シティ法律事務所が連携ハブとなり、国・*政策コンテンツ交流フォーラムは、株式会社日本政策

題を多面的に検討するネットワークです。本コラムを

政策創造の視

点等をご紹介します。通じて、フォーラムにおける課題認識、

[参考文献]

研究所。 報システム(2022年10月号)』2022年10月、行政情報システム ・三村賢伍・本庄登「デジタル原則に照らした規制の見直し」『行政&情

事例に」『地方財務(2018年12月号)』2018年12月、ぎょうせい。・若生幸也「地方自治体における規制改革の要点―地方版規制改革会議を